

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第30号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和45年岩手県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において法第30条に規定する製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(県税の課税免除)</p> <p>第2条 過疎地域内において、法第2条第2項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示の日」という。）から<u>平成29年3月31日</u>までの間に、過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄若しくは第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄若しくは第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「設備」という。）を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人でその者若しくはその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年にお</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において法第30条に規定する製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(県税の課税免除)</p> <p>第2条 過疎地域内において、法第2条第2項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示の日」という。）から<u>平成31年3月31日</u>までの間に、過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄若しくは第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄若しくは第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「設備」という。）を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人でその者若しくはその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年にお</p>

る延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。  
。(1)～(4) [略]

る延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。  
。(1)～(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年3月31日以前にこの条例による改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例第1条に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定により県税の課税免除の適用を受けようとする者については、この条例の施行前に改正後の条例第3条各号に定める期限を経過したもの又はこの条例の施行の日から起算して1月以内に当該期限が到来するものに限り、同条に規定する申請書の提出期限は、同日から起算して1月を経過した日とする。